

○製糸工場等に使用される者の被保険者の資格に関する件

(昭和三年一月一七日)

(保発第七五一号)

(各健康保険署長・各健康保険組合理事長あて社会局保険部長通知)

標記の件につき昭和三年七月三日付保発第四八〇号被保険者の資格喪失に関する件をもって健康保険法第十七条の「その業務に使用されるに至った日」とあるのは事業主と被保険者との間に法律上または事実上の使用関係の発生した日と解すべき旨通牒致置候処製糸業のように職工募集員が各地に出張し出張先において職工の募集に応じた者と雇用契約の交渉をまとめるかのような事情の事業においては応募により雇用契約は成立するといえどもいわゆる入場の日まで職工および事業主の双方において当該契約により労務の提供あるいは報酬の支払いの必要はなくすなわち双方共債務履行の必要がないことをもって事実上はもちろん法律上もいまだ使用関係が発生していないものと認められ候条右のごとき事情の下に雇用される者はいわゆる入場の日より被保険者の資格を取得するものと了知相成度また製糸業等においては冬季相当長期間作業を休止するも翌年における職工の募集の便宜上雇用契約を相当期間継続する向有之候処このごとき場合においても亦法律上も事実上も使用関係がないものとして退場の日の翌日より被保険者の資格を喪失するものと了知相成度